

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年3月

和　歌　山　県

はじめに

和歌山県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、昭和23年に制定された農業改良助長法（制定日：昭和23年法律第165号）に基づき、農業経営の安定並びに農村生活の改善に積極的に取り組む農業者への支援を通じて農業・農村の発展に大きな役割を果してきた。

しかし、現下の農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者や農村人口の減少、高齢化等により、人手不足や生産基盤の脆弱化、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念されるなど様々な問題に直面しており、普及事業に求められる役割は複雑かつ高度化してきている。

これら現状に対応し、国では令和2年3月に「食料・農業・農村基本計画」を見直すとともに、令和2年8月31日に「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という。）を制定し、スマート農業の実践等による技術革新・生産基盤の強化、先端技術を使った作業代行やリース等の活用など新たな要素を加え今後の普及事業の方向性が示された。

本県の普及事業については、国の運営指針を基本としつつ、和歌山県長期総合計画が示す方向性に沿って、果樹、野菜、花きを主体とした園芸作物生産県である現状を踏まえながら農業・農村の発展の主体的な役割を果たすべく、「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を定めるものである。

第1 普及指導活動の課題

普及事業は、普及指導員が農業者との信頼関係を構築しつつ直接農業者に接して経営・技術指導等を行い、自主的に農業経営や農村生活の改善に取り組む農業者を育成・支援することを旨として、以下に掲げる事項を課題として普及指導活動を行う。

1 国内外への販売促進・輸出産地の育成

県産品をおいしさや健康の観点から情報発信するとともに、デジタル化に対応した国内外への販売促進の取組を進める。また、海外市場のターゲットを的確に見据えた産地育成を推進する。

2 スマート農業技術の確立・普及

ICTやロボット技術などの先端技術を持つメーカーと連携した実演会や、スマート農業実践塾の開催、現地実証などにより、施設園芸ではオランダ農業をモデルとした環境制御技術の確立・普及を図るとともに、果樹ではスマート農機の実演やメーカーへの改良提案、園地や樹形の改良方法の検討を行い、実用化に向けた取組を推進する。

3 日本一の果樹産地や次世代の野菜・花き産地づくり

スマート農業の推進に加え、戦略品種の早期産地化や災害に強いハウス整備、働きやすい園地づくりとともに、農地のあっせんや遊休農地のリフォーム化支援による担い手への農地集積を推進する。

4 担い手の確保・育成

地域農業をけん引する経営体を育成するため、雇用の受け皿となる協業組織や法人の育成、農協の営農参画を進めるとともに、わかやま農業MBA塾の開催や専門アドバイザーの派遣、JAグループと連携した労働力確保対策の取組を推進する。また、新規就農者確保対策として、農林大学校や就農支援センターでの技術研修や就農前後の資金交付、「産地提案型就農モデルプラン」により産地から求める人材の発信や農業経営の第三者継承の

取組を推進する。

5 農業経営の安定化・安全安心な農産物の安定供給

クビアカツヤカミキリやせん孔細菌病などの重要病害虫や鳥獣による農作物被害防止対策をはじめ、複合経営や6次産業化、気候変動に対応した新品種の育成・導入、GAP（農業生産工程管理）やHACCP（食品衛生管理基準）の認証取得、環境保全型農業等の取組を推進する。また、収入保険や農業共済への加入促進を図り、農業者のセーフティネットの確立を推進する。

6 活力ある農村づくり

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」や日本農業遺産3地域の国内外へ発信、グリーンツーリズムや食育、GI（地理的表示）の登録、女性の活躍や農福連携などの取組を推進する。

第2 普及指導活動の方法に関する事項

本県の普及指導活動は、地域の関係機関等と連携しながら、意欲ある農業者や団体等に指導対象を重点化し、行政施策等を効果的に取り入れた活動を行うなど、以下の項目に留意しながら実施する。

1 農業者に対する支援の充実・強化

農業者に接する際には、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く情報提供を行うよう努める。

また新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的な支援を行う。

2 公的機関が担うべき分野における取組の強化

公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動について、現場の実情を踏まえて強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、課題解決のためのビジョンを持ち、市町村、地域の農業団体、民間企業、試験研究機関、教育機関、先進的な農業者、外部有識者等の多様な関係者・機関をコーディネートする役割を果たす。

3 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

先進的な農業者や地域リーダー等に対し、新規就農者の確保・育成を始めとした地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画の策定と評価の際に意見を求めることが積極的に働きかける。さらに卓越した栽培技術を持つ農業者の協力のもと、若手農業者への技術継承を推進する。またこのような先進的な農業者等との協働が普及指導員自身の資質向上にも寄与することに鑑み、パートナーシップの構築のため、地域モデルとなるための支援や経営の高度化を支援する。

4 試験研究機関・民間企業等との連携強化

県、独立行政法人、大学等の試験研究機関との連携に当たっては、農業革新支援センター

を始めとした普及組織は、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努める。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図る。

農業経営に関する民間企業等との連携に当たっては、公的機関が担うべき部分と民間企業等に委ねる部分とに役割を分担し、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開するよう連携強化に努める。

5 都道府県間の連携等

広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、行政区域を越えた情報共有、技術協力等を行う。

6 普及指導計画の策定と評価

各振興局農林水産振興部農業水産振興課（以下「農業水産振興課」という。）は本実施方針に則り、地域農業の実態や振興方向を踏まえ、5カ年を展望した3カ年の普及指導基本計画と単年度ごとの普及指導計画の2種類の普及計画を策定する。計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実状に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

このうち特に重要な課題については、普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、当該計画に基づく活動を推進する。

この普及計画に基づき実施した取組やその成果は、活動実績として取りまとめる。なお、地域段階の普及計画や活動実績については、行政・農業協同組合等関係機関・団体、普及指導協力委員や農業者の代表等で組織する農業改良普及推進協議会等において協議し、助言を受け、その後の普及指導活動に反映させる。

また、県段階の農業改良普及連絡協議会では、有識者等を含む委員による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の計画に反映させ、普及指導活動の改善を行う。

7 調査研究の実施及びその成果の活用

農業水産振興課は、各地域の普及指導課題を解決するため、資料調査や実態調査、実証・適応性試験等の調査研究を農業革新支援専門員及び試験研究機関、地域の生産組織等と密接な連携を図りながら実施し、その成果を普及指導に活用する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

高度化・多様化する農業者のニーズや県域あるいは地域の課題に的確に対応するため、次の点に留意した普及指導員の配置に努める。

1 地域担当普及指導員の配置

意欲ある農業者等の要請に的確に対応できるよう、地域農業・農村の振興方策、重点課題、専門項目等に配慮し、地域担当普及指導員を農業水産振興課に配置する。

2 農業革新支援専門員の配置

試験研究機関・行政・農林大学校等との連携、新たな技術の普及や現場での技術改良、担い手への経営指導など専門技術を活かした活動、重要な課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、普及指導員の資質向上、先進的な農業者等からの専門的な相談対応

等を支援するため、農業革新支援センターを経営支援課内に設置し、農業革新支援専門員を配置する。

3 農林大学校への普及指導員の配置

農林大学校における研修教育を充実し、優れた扱い手を育成するため、県内の農業事情に精通し、人材育成に情熱と高い指導力をもった普及指導員の適正な配置に努める。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 基本的な考え方

普及指導員に求められる機能は、農業に関する高度・先進的な技術を指導するスペシャリスト機能及び地域農業の実態に幅広い知見を持ち、農業経営や農業技術等の課題解決のためのコーディネート機能であり、これらの機能を総合的に発揮して地域農業の発展を支援するため、普及指導員の資質向上が重要である。

農業及びその経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法は、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質である。

このため、自己研鑽を基本としつつ、国・県の主催する集合研修、派遣研修、職場研修等を体系的に組み立てた研修計画に基づき実施することで、普及指導力のレベルアップを図る。

2 普及指導員の研修

(1) 実践指導力強化研修

新任者や経験の浅い普及指導員に対し、技術レベルと指導力の向上のために普及指導方法や試験研究機関への派遣等による技術習得の研修を実施する他、経験豊富な普及指導員をトレーナーとする現場段階での実践的な普及指導活動に必要な知識・技術を習得するための研修（OJT）を実施する。

(2) 専門指導力強化研修

農業者の高度で多様なニーズに迅速かつ的確に対応できるよう果樹、野菜、花き等主要品目を中心に、専門技術に関する知識向上を図るための研修を実施する。

また、経営改善に意欲的な農業者を支援するため、より高度な指導力の習得を目指して、最先端の生産・経営管理に関する総合的な研修を実施する。

(3) 総合指導力向上研修

普及指導員として、地域の先導的な農業者や地域内外の関係機関等と連携しながら地域農業を総合的にコーディネートする能力を向上させるための研修を実施する。

また、緊急対応すべき農政課題等に関する研修を必要に応じて実施する。

(4) 企画・運営能力強化研修

国が実施する普及指導活動全体の企画調整等に関する研修に人材を派遣して、普及指導組織の体制強化に努める他、県が独自に実施する職員研修を活用して企画・運営能力の優れた普及指導員の育成を図る。

第5 普及指導活動体制の整備と組織運営

経営支援課及び農業水産振興課では、農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分に発揮されるよう、その整備を行う。

また、農業者のスマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信・相談窓口として機能するように、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業協同組合等の地域の関係団体と連携体制を整える。

また、農業革新支援センターは研究開発への参画、都道府県間の連携の推進、重点プロジェクト計画の策定等を行う際に必要となる情報及び体制の整備を図り、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応する。

第6 研修教育の充実強化

本県農業の持続的な発展を図るために、将来の農業・農村を担う青年農業者等の確保・育成が重要な課題であり、農林大学校及び就農支援センターを中心に関係機関と連携を図り、以下に掲げる点に留意しつつ研修教育の充実強化を図る。

また、農林大学校は、研修教育の内容や成果等について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

1 養成部門の充実

本県農業の担い手及び農村地域の指導者の養成を目的として、農林大学校において、先端的な栽培技術や経営管理等に関する実践教育を強化するとともに、県内の先進農業者、関係機関への派遣研修等をカリキュラムに取り入れ、就農意欲並びに指導者としての資質の向上を図る。

2 研修部門の充実

農業者等を対象にした農業経営・技術や農業機械利用技術等の研修を充実するとともに、就農支援センターも含めH・I・Jターンなど新規就農希望者を対象にした農業実践研修を実施して担い手の確保に努める。

3 農業高校との連携

高度な実践技術を身につけた人材育成を目的として、農業高校と連携してカリキュラムを編成し、高校で学んだ基礎知識を活かしたプロジェクト研究に継続して取り組む等一貫性のある教育を行う。

第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

県は、国の運営指針を基本としつつ、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業に取り組む。